② 戸籍のたどり方 ･･･亡くなった太郎さんの生まれてから亡くなるまでの戸籍とは？

※第２順位(父母)，第３順位(きょうだい)の方の**相続放棄の手続には，太郎さんの生まれたときから死亡までの連続した戸籍が全部必要です。**(ウ戸籍からア戸籍まで)

ア・現在の戸籍

除　籍	全部事項証明
本　籍 氏　名	◇◇◇ 太郎
戸籍事項 戸籍改製 戸籍消除	☆年☆月☆日＝f ×年×月×日
戸籍に記録されている者 除籍	太郎
身分事項 出　生	○年○月○日＝b
死　亡	×年×月×日

fとbを較べると，**bの方が先**。

ですから，これは太郎さんの出生時に初めて記載された戸籍ではありません。

このア戸籍のひとつ前の戸籍は下のタテ書きイ戸籍です。

下の㋑戸籍が消除された日e　と上の㋐戸籍が作られた日fは同じ日です。

↑このことが**「連続した戸籍」**という意味です。

イ・中間の戸籍（場合により通数が違います）

改製原戸籍

本籍 ◇◇◇

・・・・△年△月△日＝d編製

・・・☆年☆月☆日消除＝e

・・○年○月○日＝b出生

○年○月○日花子と婚姻××から入籍

○年○月○日花子と離婚

父	母	夫	妻	父	母	夫	妻
父太郎	母江	太郎	花子	花ノ父	花ノ母	太郎	花子
長男				長女			

氏名 太郎　出生 ○年○月○日

・・○年○月○日出生

○年○月○日太郎と婚姻××から入籍

○年○月○日太郎と離婚

・・○年○月○日出生

○年○月○日・・につき除籍

d とbを較べると，**bの方が先**。

ですからこれも太郎さんの出生時に初めて記載された戸籍ではありません。

このイ戸籍のひとつ前の戸籍は下のタテ書きウ戸籍です。

下の㋒戸籍から太郎さんが抜けた日c　と，上の㋑戸籍が作られた日dは同じ日です。

ウ・最初に作られた戸籍

本籍 ・・・・・・

・・・・・○年○月○日＝a編製

・・○年○月○日出生

○年○月○日母江と婚姻××から入籍

○年○月○日母江死亡

父	母	夫	妻	父	母	夫	妻
祖父太郎	祖母江	父太郎	母江	母江ノ父	母江ノ母	父太郎	母江
長男				長女			

氏名 父太郎　出生 ○年○月○日

・・○年○月○日出生

○年○月○日父太郎と婚姻×から入籍

○年○月○日死亡

・・○年○月○日＝b出生

○年○月○日花子と婚姻・△年△月△日＝c◇◇◇に新戸籍編製につき除籍

a とbを較べると，**aの方が先**。

ですからこれが太郎さんの出生時に初めて記載された戸籍です。

このウ戸籍以前の戸籍には太郎さんは出てきません。